

公益通報制度に基づく相談・通報窓口について

公益通報制度について

学校法人滝川学園ならびに法人が設置する名古屋文理大学および名古屋文理大学短期大学部（以下「本学」という。）では、法令、寄附行為、学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為その他不正行為について、早期に発見し是正措置を講じる目的で、学内に通報受付窓口を設置しています。

通報できる人

本学役員、教職員及び派遣労働者、業務受託者、本学に在籍している学生からの通報・相談を受け付けます。

通報・相談方法

電話、メール、FAX、郵送、面談により受け付けます。「公益通報・相談受付シート」を利用してください。

通報・相談窓口

学校法人滝川学園 事務局総務課

〒492-8520 愛知県稲沢市稲沢町前田 365

TEL : 0587-23-2400 (代) FAX : 0587-21-2844

E-mail : soumu@nagoya-bunri.ac.jp

受付時間：9:30～16:30（土・日曜、祝日、学園創立記念日、その他休日を除く）

相談に際して

- ・ 通報を行ったことを理由として解雇、労働者派遣契約の解除、降格、減給その他不利益な取扱等は受けないよう保護されます。
- ・ 事実関係調査のためにも出来る限り実名による通報をお願いします。匿名の場合は、通報対象事実があると信じるに足る十分な根拠がある場合にのみ、学校法人滝川学園公益通報に関する規程に基づき処理します。
- ・ 通報・相談を受け付けてから20日以内に、通報を本学が正式にどのように扱うこととしたか（受理し調査をするか否か）を本学担当者から連絡します。調査を開始した場合には、その調査結果についても連絡します。ただし、匿名の場合はこれらの連絡は行いません。
- ・ 通報受付後、通報内容について確認する場合がありますので、その際は協力をお願いします。
- ・ 通報者自らが不正の利益を得る目的、他人の名誉を誹謗中傷する目的その他の不正の目的のために通報を行ってはけません。この場合は就業規則等に基づき処分される場合があります。